



(号外) 独立行政法人国立印刷局

- 医師法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働二)
- 労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令(同三)
- 〔告示〕
- 政府資金調達事務取扱規則第五条第十項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示
- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示(同八)
- ポイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示(厚生労働一)
- 〔官庁報告〕
- 国家試験
- 平成二十五年度一級土木施工管理技術検定及び二級土木施工管理技術検定について(国土交通省)

- 医師法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働二)
- 労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令(同三)
- 〔公告〕
- 裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
- 独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定関係
- 地方公共団体
行旅死亡人、無縫墳墓等改葬関係
会社その他の会社決算公告

平成二十五年度一級建設機械施工技術検定及び二級造園施工管理技術検定及び二級造園施工管理技術検定の実施について(同)

平成二十五年度一級建設機械施工技術検定の実施について(同)

平成二十五年度一級建設機械施工技術検定及び二級造園施工管理技術検定の実施について(同)

科試験及び実地試験の実施について(同)

平成二十五年度一級建設機械施工技術検定・二級建設機械施工技術検定の学

科試験及び実地試験の実施について(同)

平成二十五年度一級建設機械施工技術検定及び二級造園施工管理技術検定の実施について(同)

医師法施行規則等の一部を改正する省令(昭和三十三年政令第二百二十九号)第一条及び第二十条、薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第三百八十六号)第一条の三及び第十一条、診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)第一条の二及び第五条、保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第一条の三及び第十一条、歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第一条の三及び第十一条、歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第一条及び第八条、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十九号)第一条及び第二十条、薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第三百八十六号)第一条の三及び第十一条、理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百三十号)第一条及び第八条、視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)第一条及び第八条、臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第九条並びに義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十号)第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月九日

厚生労働大臣 田村 嘉久

医師法施行規則等の一部を改正する省令(医師法施行規則の一部改正)

第一条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七条)の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第二号中「戸籍抄本」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第一項及び第四条において同じ。)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を添えなければならない。

第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し記載したものに限る。(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を加え、同条の次に次の二条を加える。

(免許証の再交付の申請手続)

第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し記載したものに限る。(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)を加え、同条の次に次の二条を加える。

○ 厚生労働省令第二号(医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第三条及び第十一条、歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第一条の三及び第十一条、歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第一条及び第八条、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十九号)第一条及び第二十条、薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第三百八十六号)第一条の三及び第十一条、理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百三十号)第一条及び第八条、視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)第一条及び第八条、臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第九条並びに義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十号)第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月九日

厚生労働大臣 田村 嘉久

医師法施行規則等の一部を改正する省令(医師法施行規則の一部改正)

第一条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七条)の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第二号中「戸籍抄本」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という)にあつては住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第一項及び第四条において同じ。)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」を加える。

第三条第一項中「戸籍抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を加える。

第四条中「戸籍抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(免許証の再交付の申請手続)
第四条の二 令第九条第二項の

第四条の二 令第九条第二項の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者）にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）

(診療放射線技師法施行規則の一部改正)
三条 診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。
第一条の三第二項第一号を次のように改め
一 三書類の書式又は手本(出人國管理文書准

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条）第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。（出入口管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。
（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）
第四条 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条 歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のよう改定する。
第一条の三第二項第二号を次のように改める。

第六条 臨床検査技師等に關する法律施行規則
(昭和三十三年厚生省令第二十四号) の一部を
次のように改正する。

第一条の四第二項第一号中「抄本」の下に「(出
入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第
三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在

一 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国籍の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）につては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第四条の二第二項において同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

第三条第一項中「抄本」の下に「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第一条の四第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を

第四条の二、次の一項を加える。
「証する書類の写し及び同項の申請する書類とする。」を加える。

第五条中「戸籍抄本」の下に「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とする。」を加える。
第五条の二の次に次の二条を加える。
(免許証の書換交付の申請書に添付する書類)

九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」
第三条第一項中「第三条第一項」を「第三条第二項」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)」を加える。

民認定法第十九条の三各号に掲げる者について
は旅券その他の身分を証する書類の写しとす
る。」を加える。

2 第四条の二の二の二の二の二を加え。前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

第五条の三 令第六条第三項の免許証の書換交付の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中）長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し及び同条第一項又は第二項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同条第一項又は第二項の申請の事由を証する書類とする。を添えなければならない。

第四条の二は次の二項がある。

前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。

2 第二回 二月一日の午後
前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本中、長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。」を添えなければならない。

(免許証の再交付の申請書に添付する書類)

第四条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

(免許証の再交付の申請書に添付する書類)
第五条の四 令第七条第四項の免許証の再交付の申請書には、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又

第四条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第七条 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のよう改訂する。

第一条 第二項第一号中「抄本」の下に「出入

国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在

留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本

との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者

等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別

永住者」という。）にあつては住民票の写し（住

民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

第三十条の四十五に規定する国籍等を記載した

ものに限る。第三条第二項及び第五条第二項に

おいて同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券そ

の他の身分を証する書類の写しとする。」を加

える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中

長期在留者及び特別永住者にあつては住民票

の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証

の他の身分を証する書類の写し及び同項の申

請の事由を証する書類とする。）を添えなけれ

ばならない。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本（中

長期在留者及び特別永住者にあつては住民票

の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証

する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券そ

の他の身分を証する書類の写し及び同項の申

請の事由を証する書類とする。）を添えなけれ

ばならない。

第六条中第三項を第四項とし、第二項を第三

項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入

国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

（理学療法士及び作業療法士法施行規則の一部改正）

第七条 理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のよう改訂する。

第一条 第二項第一号中「抄本」の下に「出

入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在

留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本

との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者

等の出入国管理に関する特例法（平成三年法

律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特

別永住者」という。）にあつては住民票の写し（住

民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

第三十条の四十五に規定する国籍等を記載した

ものに限る。第三条第二項及び第五条第二項に

おいて同じ。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券そ

の他の身分を証する書類の写しとする。」を加

える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中

長期在留者及び特別永住者にあつては住民票

の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証

の他の身分を証する書類の写し及び同項の申

請の事由を証する書類とする。）を添えなけれ

ばならない。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本（中

長期在留者及び特別永住者にあつては住民票

の写し及び令第五条第一項の申請の事由を証

する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券そ

の他の身分を証する書類の写し及び同項の申

請の事由を証する書類とする。）を添えなけれ

ばならない。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入

国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

（理学療法士及び作業療法士法施行規則の一部改正）

第七条 理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のよう改訂する。

第一条 第二項第一号中「当たつて」を「當たつて」に改め

る。

第一条 第二項第一号中「當たつて」を「當たつて」に改め

る。

第一条 第二項第一号中「行つた」を「行つた」に改め

る。

第一条 第二項第一号中「當たつて」を「當たつて」に改め

る。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（中長期在留者及び特別永住者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入

国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。）を添えなければならない。

（臨床工学技士法施行規則の一部改正）

第九条 視能訓練士法施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のよう改訂する。

第一条 第二項第一号中「當たつて」を「當たつて」に改め

る。

